



お知らせ

後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ



☎ 三重県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎ 059-221-6883/6884
 ○ 保険年金課 ☎ 22-9660 FAX 26-0151

◆8月1日から使用できる「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬に交付します

85歳以上の人に資格確認書(若草色)を送付します。
 84歳以下でマイナ保険証を普段から利用していない人*に資格確認書を、それ以外の人に資格情報のお知らせを送付します。また、資格情報のお知らせは、被保険者に現在の資格情報を通知するためのものであるため、お知らせのみでは医療機関などを受診できませんのでご注意ください。

* 次のいずれにも当てはまらない人

- 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用した人
 - おおむね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用した人
- 資格情報のお知らせがお手元に届いた人でも、マイナ保険証での医療機関などの受診が難しい場合は保険年金課で資格確認書の交付申請ができます。

◆「限度額適用認定等」について

医療機関などの受診時にマイナ保険証または所得区分が記載された資格確認書を使用することで、自己負

担限度額までのお支払いとなります。また、低所得Ⅱ・Ⅰの人は、入院時の食事代などが減額されます。資格確認書に所得区分を記載するには申請が必要です。
 ※所得区分が記載された資格確認書をお持ちの人で、引き続き交付対象の人は、申請なしで8月1日から利用可能な若草色の資格確認書を交付します。

◆保険料額と納付方法をご確認ください

7月中旬に保険料額と納付方法のお知らせを送付します。令和8年度から子ども・子育て支援金分の保険料が加算されます。昨年度と納付方法が変わる場合がありますので、必ず納付方法を確認してください。

納付方法は、原則として年金からの天引き(特別徴収)ですが、次の人は納付書または口座振替での納付(普通徴収)となります。

- 年金の受給額が年額18万円未満
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合



お知らせ

国民健康保険税に子ども・子育て支援金分が加算されます



☎ 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。令和8年4月分から従来の国民健康保険税(医療分・後期高齢者支援分・介護給付金分)に加えて、新たに「子ども・子育て支援金分」を合算して納付していただきます。

令和8年度 税率区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳以上65歳未満)	子ども・子育て*1 支援金分
所得割	8.65%	3.00%	2.50%	0.26%
均等割	29,700円	11,000円	13,200円	1,197円
平等割	24,200円	7,900円	6,500円	731円
賦課限度額*2	67万円	26万円	17万円	3万円

*1 18歳に達した日から、最初に到来する3月31日までの期間に該当する人は、均等割額が全額軽減されます。なお、表示税額には18歳以上被保険者加算分56円が含まれています。

*2 賦課限度額とは、1世帯における国民健康保険税の上限額のことです。

子ども・子育て支援金制度については、こども家庭庁のホームページをご覧ください。



お知らせ

国民年金のはなし

申・問 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151

◆国民年金保険料の免除制度をご存じですか

保険料を納めていないと、将来受け取る年金が少なくなり、万一、障がいや死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

◆保険料免除・納付猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、利用できます。

※申請者本人、配偶者、世帯主の所得審査があります。

【対象期間】 7月～翌年6月分

◆学生納付特例

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

【対象者】 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校(修業年限1年以上である過程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人

【対象期間】 4月～翌年3月分

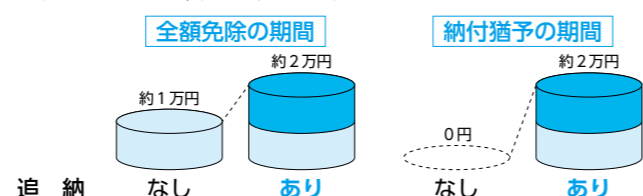
※いずれも、原則として毎年申請が必要です。

※2年1カ月前までさかのぼって申請ができます。申請対象期間に未納があり、かつ、納付が困難な場合は、速やかに申請してください。

◆免除された期間の保険料と年金はどうなるの?

保険料の全額免除や一部免除などの承認を受けた期間の分、将来もらえる年金額が少なくなります。ただし、これらの期間は、10年以内であれば、後から納付(追納)することができます。

1年間分追納すると、全額免除の期間であれば老後の年金が年間で約1万円、納付猶予や学生納付特例の期間であれば年間で約2万円増えます。



お知らせ

9月13日に
集団健診を実施します

申・問 保険年金課 ☎ 41-1003 FAX 26-0151

◆健康ミニイベントも同時開催します

生活習慣病の早期発見、健康の保持・増進のため、健診を年に1回受けましょう。自分の健康状態を正しく把握することがとても大切です。

【とき】 9月13日(日)

午前9時～11時30分

【ところ】 本庁舎

【対象者】

- 伊賀市国民健康保険の加入者で、昭和26年9月14日から昭和62年3月31日までに生まれた人
- 令和8年8月31日時点で75歳以上の人(65歳以上で一定の障がいがあり後期高齢者医療制度に加入している人を含む。)

※対象者には、6月下旬から順次緑色の封筒で受診券を送付しています。

【申込方法】 申込フォーム・電話

【申込期間】 7月1日(水)～8月24日(月)

※定員になり次第、締め切ります。



申込フォーム



お知らせ

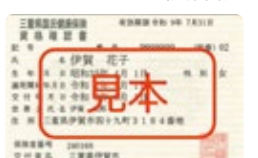
資格情報のお知らせ・
資格確認書の更新

☎ 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151

◆資格情報のお知らせ・資格確認書をお届けします

現在お持ちのマイナ保険証または資格確認書の有効期限は7月31日(金)です。マイナ保険証の登録有無に応じて、8月1日(出)から使用できる「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を7月中旬に順次郵送します。

- マイナ保険証の利用登録のある人
「資格情報のお知らせ」を送付します。引き続きマイナ保険証を使用してください。
- ※ マイナ保険証の読み取りができないなどの場合は、「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカードを医療機関に提示することで受診できます。
- マイナ保険証の利用登録のない人
「資格確認書」を送付します。これまでの被保険者証と同様に使用できます。



資格確認書